

デイサービスセンターさつき

「 通所介護相当サービス事業運営規程 」

(事業の目的)

第1条 鈴与ケアサービス株式会社が開設する「デイサービスセンターさつき（以下「事業所」という）」が行なう通所介護相当サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という）が、要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要支援者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターさつき
- (2) 所在地 清水市清水区相生町3-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は以下の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、通所介護相当サービスの利用者の申し込みに係わる調整、通所介護相当サービス計画の作成等を行うとともに、自らも通所介護相当サービスの提供に当たるものとする。
- (3) 看護師 1名以上
看護師は、利用者の健康管理・観察をし、通所介護相当サービスにあたる。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、運動器機能向上計画に基づき、計画的に機能訓練を実施し、通所介護相当サービスにあたる。

(5) 介護職員 5名以上

介護職員は、通所介護相当サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日（祭日含む）とする。

ただし年末年始を除く（年間休日56日）

(2) 営業時間 午前9時00分～午後6時00分

(3) サービス提供時間 午前9時30分～午後4時45分

(4) (3) の提供時間を超える場合 午後7時30分まで延長が可能とする。

(通所介護相当サービスの利用人員)

第6条 事業所の利用定員は34名とする。

(通所介護相当サービスの内容及び利用料金)

第7条 通所介護相当サービスの内容は予防通所介護運動器機能向上、入浴及び食事の

提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者等に必要な日常生活上の世話とし、通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、静岡市長が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う予防介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なおこの場合は、1kmあたり片道50円で積算した額を交通費として徴収する（通常の実施地域を越える地点を起点に）。

3 前2項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

(1) 昼食代 1食につき800円（税込）

(2) おむつ代 100円／枚（税込）

(3) おやつ代 50円（税込）

(4) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

静岡市清水区

ただし、両河内、蒲原、由比地域包括圏域を除く。

(サービス利用にあたっての注意事項)

第9条 利用者に対し適切な通所介護相当サービスを提供するために、食堂・機能訓練室等の

所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(ア) 他人に迷惑をかけない。

(イ) 介護職員に従う。

(ウ) わからないことは介護職員に聞く。

(エ) 自分に誇りを持つこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難訓練、救出訓練の実施等万全の対策を期することとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、生活指導相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が立案し、鈴与ケアサービス株式会社代表取締役の決裁に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 平成31年3月1日改定 通所介護相当サービスの内容及び利用料金) 第7条

3. 令和3年10月1日改定 事業呼称変更

(虐待の防止のための措置に関する事項) 第12条

新設、以降条数変更